

保体第 1216 号
令和 3 年 1 月 8 日

市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 殿
教 育 事 務 所 長

茨城県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

小学校、中学校及び高等学校等における部活動の感染症対策の徹底について（通知）

急速な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、県において、別添「茨城版コロナ Next（コロナ対策指針）Ver. 2」が示され、1月7日（木）から1月20日（水）まで県内全域において不要不急の外出自粛が要請されたところです。

つきましては、各学校においては、従前より万全の感染症対策を講じながらの活動をお願いしているところですが、1月7日（木）から1月20日（水）までの不要不急の自粛要請期間における部活動を実施する場合には、下記について留意し、感染症対策の徹底をお願いします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知願います。

記

○ 大会について

- ・学校として参加の必要性を協議し判断すること。なお、その際には、保護者に承諾を得ること。

○ 練習試合、合宿等について

- ・自校での活動のみとし、他校との練習試合、交流、合宿等は自粛すること。

○ 活動について

- ・活動時間は、平日、休日とも、通常より短い時間を設定すること。
- ・ミーティングや待機時など可能な限りマスクを着用すること。
- ・近距離で組み合ったり接触したりする感染のリスクが高い活動等を、一時的に制限するなど内容を検討すること。
- ・屋内の活動においては換気を徹底し、管楽器の演奏は互いの間隔を十分にとる、声を出す活動はマスクを着用したうえで互いの間隔を十分にとるなど、感染症対策を徹底すること。
- ・食事、更衣等の場面においても感染症対策を徹底すること。
- ・OBや外部指導者等についても校内への立ち入り自粛を要請すること。

※ 今後の感染状況により、内容の変更もあり得ることを申し添えます。

<問い合わせ先>

〒310-8588 水戸市笠原町 978 番 6

茨城県教育庁学校教育部

保健体育課学校体育担当 (TEL 029-301-5353)

義務教育課指導担当 (TEL 029-301-5226)

高校教育課指導担当 (TEL 029-301-5260)

特別支援教育課指導担当 (TEL 029-301-5280)